

United Nations Framework Convention on Climate Change
(国連気候変動枠組み条約)

FCCC/CP/2002/L. 6/Rev. 1

2002年11月1日

第8回締約国会議

2002年10月23日から11月1日

議題項目11

各国閣僚および高官の参加するハイレベルセグメント

気候変動と持続可能な開発に関わるデリ閣僚宣言

議長提案

国連気候変動枠組み条約に対する締約国会議第8回会合に出席した各国閣僚ならびに代表団の長は、

同条約の究極目標ならびに原則、そしてそれらの下での約束を、*想起し*、

経済開発、社会発展、貧困撲滅が、開発途上締約国にとり第一のそして他を圧する優先度をもつものであることを、*再確認し*、

同条約の究極的な目標を達成するためには、地球規模排出の大幅な削減が必要であることを確認する IPCC 第三次評価報告書での結論を、懸念しつつ*認識し*、また科学的・技術的助言のための補助機関において、この報告書の影響に関する考察が進行中であることを*認識し*、

附属書 I ならびに非附属書 I 諸国の両方において、緩和活動が行われていることを*指摘し*、また気候変動と戦うための温室効果ガス排出緩和が、条約規定の下で高い優先性を維持していることを、強調すると共に、適応措置を進めるには速やかな行動が求められることを強調し、

気候変動が、全ての地域での将来の福利可能性や、生態系、そして経済発展を脅かす可能性があることを、*認識し*、

全ての国、特に最後進国および小島嶼開発途上国を含めた開発途上国が、気候変動によるマイナスの影響にさらされるリスクの増大に直面していることを、深く懸念し、

アフリカが、気候変動と貧困が組み合わさった影響に最も苦しめられている地域であることから、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）のような開発イニシアティブは、持続可能な開発の概念で支えられるべきであると、認識し、

現在そして将来直面するチャレンジに対応するため、持続可能な開発の必要条件を満たしつつ、気候変動やその悪影響に対処する必要があると、決議する。このため、われわれは次の項目を提案する。

(a) 京都議定書を批准した締約国は、まだ批准していない締約国に対して、京都議定書を、時宜を得た形で批准するよう、強く要請する。

(b) 各締約国は、持続可能な開発を進める権利を有し、またそうすべきである。気候システムを人為的な変動から守るための政策措置は、各締約国固有の状況に適したものであるべきであり、さらに、気候変動に対応する措置の採用には経済開発が不可欠であることを考慮した上で、各国の開発計画に組み入れられるべきである。

(c) 各国の持続可能な開発戦略は、水やエネルギー、健康、農業および生物多様性といった重要分野での気候変動目的と、全面的に統合されるべきであり、また持続可能な開発に関する世界サミットの成果を基に築かれるべきである。

(d) 全ての締約国は、その共通かつ差異ある責任ならびにそれぞれの能力、また各国固有のそして地域の開発優先度、目的、および状況を、考慮した上で、持続可能な開発を達成するため気候変動やその悪影響に対応するとの条約規定の約束の実施を、継続するべきである。

(e) 気候変動の悪影響に対する適応は、全ての国の優先事項である。開発途上国は、特に脆弱であり、中でも最後進国および小島嶼開発途上国はそうである。適応には、全ての国の側からの速やかな関心と行動が、求められる。脆弱性や適応、さらには適応への配慮を持続可能な開発戦略に組み入れるための能力向上のため、あらゆるレベルでの手法を開発するには、効果的で実績に根付いた措置が支持されるべきである。これらの措置には、条約やマラケシュ合意の下での既存の約束を全面的に実施することが含まれるべきである。

(f) 各締約国は、締約国が気候変動に対する効果的で適切な対応の策定をしやすくするため、緩和や適応行動についての非公式な情報交換を促進するべきである。

(g) 気候変動の悪影響、そして対応措置実施の影響から生じる開発途上締約国固有のニーズや懸念に、全面的な配慮を行う必要がある。

(h) 民間部門の参加や市場本位な手法、ならびにこれを支援する公共政策によるものも含め、開発の主要分野、特にエネルギー分野での革新的な技術の開発と普及、さらにこの面での投資のため、国際協力を促進するべきである。

(i) エネルギー、運輸、産業、健康、農業、生物多様性、森林、ならびに廃棄物管理といった全ての関連分野での具体的なプロジェクトや能力向上を通すものも含め、技術協力が促進されるべきである。研究開発や、経済の多様化、そして関連する持続可能な開発のための各地域、各国、および各地の組織の強化を通して、技術開発が促進されるべきである。

(j) 各国の特性や、状況に配慮した上で、信頼がおけ、費用支払いが可能で、経済的に実行可能であり、社会的に受け入れられ、環境上健全な、エネルギーサービスや資源へのアクセスを、さまざまな方法により、改善するべきである。

(k) 化石燃料技術や、水力を含めた再生可能エネルギー技術を含め、革新的で、クリーン、かつ効率が良く、費用支払いが可能であり、費用効果性に優れた、エネルギー技術を開発し、それを開発途上国へ相互に合意された譲渡条件により移転して、エネルギー供給の多様化をはかるという行動が、必要である。

(l) 各国のそして自主的な地域の目標が果たす役割、およびイニシアティブがあるところでは、そのイニシアティブが果たす役割を認識し、開発途上国でのエネルギー政策が貧困撲滅の努力を支えるものであることを確保した上で、エネルギー供給全体に対する再生可能エネルギーの寄与分増大を目的とし、世界全体の再生可能エネルギー資源の割合を大幅に拡大させるため、あらゆるレベルで、一種の緊急感覚を持って、行動することが求められる。

(m) 附属書 I 締約国は、資金源や技術移転および能力向上に関する附属書 II 諸国の約束も含め、条約に規定する約束の実施をさらに進めるべきであり、またこれら附属書 I 締約国は、気候変動緩和のための国内政策ならびにこれらに該当する措置を採用す

ることで、人為的な温室効果ガス排出の長期的な傾向を、条約の究極目的に一致する形で、率先して改善していることを実証しなければならない。

全ての締約国は、デリでの第 8 回締約国会議で達成された良好な協力関係を歓迎し、特に、技術的な作業での進展や建設的な議論が行われたことを歓迎するとともに、第 8 回締約国会議の議長を務めた T.R. Baalu 氏、ならびにインド政府とインド国民に対し、その寛大なる厚遇への感謝を表明する。